

## 10月2日の汚染水問題交渉を踏まえた追加質問

<原子力規制委員会・規制庁>

1. 東電は、10月16日早朝に9箇所のタンク区画で堰内に溜まった約40トンの汚染水を排出した。さらに他の7カ所のタンク区画では、タンクに移送して放射能濃度を測定することもなく、堰の排水弁を開けて直接排出した。

(1) 汚染水の排出は認められないという認識ではなかったのか。なぜ認めたのか。

(2) 規制委員会は、東電の「暫定排出基準」について、15日の規制委員会汚染水対策検討WGで一旦はそれを拒否したが、15日深夜になって、セシウム134：15Bq／リットル、セシウム137：25Bq／リットル、ストロンチウム90：10Bq／リットル等を「基準」とすることで了承したと報じられている。しかし、15日深夜の会議については、何も公開されておらず、深夜会議が存在したのかさえ不明である。

今回規制委員会が「了承」した値は、東電が当初示していた数値をほんのわずか修正したものにはすぎない。(東電の当初の「暫定排出基準値」セシウム134：20Bq／リットル、セシウム137：30Bq／リットル、ストロンチウム90：10Bq／リットル)

15日のWG会議資料では<追加資料(原子力規制庁確認済)暫定排水基準値について[東京電力]>として規制委員会のHPに掲載されているだけである。

[http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/tokutei\\_kanshi\\_wg/20131015.html](http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/tokutei_kanshi_wg/20131015.html)

(a) 15日深夜の「承認」は、正式な手続きを踏んだものではないと理解するがそれでいいか。

(b) 15日深夜の会議出席者、会議の時間帯、議事録及び会議映像を公開すること。

(c) 上記「暫定排出基準」の根拠について、詳細に説明すること。

(d) 10月2日の交渉では、関係省庁の了承が必要だということだったが、どうなったのか。

2. 溶接型タンクの耐用年数については、「無限」との回答だった。このタンクについて、耐震性は、どのような基準で作られているのか。

3. フランジ型タンクから溶接型タンクへの移送はいつまでに実施させるのか。

4. 電力事業者から出されている汚染水の海洋流出を防ぐ対策(シルトフェンスや土嚢)について、規制庁はその汚染水は放水によって落としたものに限られるという趣旨の説明をした。仮に基準等の作成過程でそのような趣旨が出たとしても、実際に作成された下記基準では、海洋流出防止は放水とは並列・独立になっているのではないか。

- ・「設置許可基準規則」55条の解釈1のa～dは放水関連でeは海洋流出防止設備の整備
- ・「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の1.12の解釈で、

b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。

は a) の放水設備による手順の整備とは別に、独立に設定されているのではないか。つまり、海洋への拡散防止の対象となる放射性物質は、放水関連のものに限定されてはいないのではないか。

5. 以下の3点は溶融炉心・コンクリート相互作用に関連する内容で、交渉の場での応答についてもう少し立ち入った再確認である。

(1) 炉心溶融が始まったときは直ちに格納容器スプレイに切り替えるという事業者の方針に対し、規制委員会側から疑問が出されていることは交渉の場で確認した。この点、事業者の方針は、特に前記「審査基準」1.8の解釈1(2)の

a) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備すること。

に違反しているのではないか。

(2) 下部キャビティに注水するための設備を設けることが設置許可基準規則51条で規定されているが、事業者はどこも新たな設備をつくっていない(四国電力は検討すると表明しているが)。このような事業者の姿勢は、規制庁の天野課長補佐からも指摘されているように、51条及び特に解釈1a)ii)に違反しているのではないか。

(3) コンクリートには水を通し易い性質があり、だからこそ使用済燃料プールや原子炉キャビティでは内側にライナーを張っている(実際、美浜1号機では2007年3月にライナー破損による水の浸透事故が起きている)。下部キャビティに仮にライナーが張ってあるとしても、溶融炉心によって簡単に破壊されてしまう。そうすると、下部キャビティ内の汚染水がコンクリートを通り抜けて岩盤上に達し、海洋に流出することになるが、この点はどう考えているか。まして、コンクリートに地震等によるひび割れがあれば確実に汚染水が抜けるし、コンクリート内には配管も通っている。

6. 規制庁は汚染水対応にどれだけの人員を宛てているのか。柏崎刈羽原発の申請があったが、人員に増減はあるのか。

#### <資源エネルギー庁>

1. 9月27日汚染水処理対策委員会[資料2]では、タンク不足のリスクに対して、トリチウム対策として「環境に問題のない形での海洋放出」をあげている。「環境に問題のない海洋放出」について、当日は「分からない」とのことだった。具体的には何のことか?

2. 汚染水処理対策委員会の公開(一般傍聴及び議事録の公開)の要請について、検討結果を明らかにされたい。

以上